門川町における令和７年度の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 19 条第 6 項に基づく特定事業主行動計画の実施状況」を公表します。

## １　女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく特定事業主行動計画の実施状況

【数値目標　１】

女性活躍推進法の施行最終年度である令和 7 年度末までに、課長相当の管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度の実績（0%）より 20%以上引き上げ、20%以上にする。

| 年度 | 平成 26 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実績値 | 0% | 7.7% | 7.1% | 7.1% | 7.1% | 7.1% |

【数値目標　２】

数値目標 1 に掲げる計画の進捗を示すマイル・ストーン（里程標）として、第 2 期計画期間最終年度である令和 7 年度末までに、係長職にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度の実績（18.5%）より 11.5%以上引き上げ、30%以上にする。

| 年度 | 平成 26 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実績値 | 18.5% | 30.3% | 33.3% | 26.7% | 33.3% | 33.3% |

【数値目標　３】

第 2 期計画期間最終年度である令和 7 年度までに、一般事務職の採用者の女性割合を、平成 26 年度の実績（20%）より 10%以上引き上げ、30%以上にする。

| 年度 | 平成 26 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実績値 | 20.0% | 50.0% | 33.3% | 42.9% | 60% | 60% |

**〈職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績〉**

(1)離職率（令和 7 年度）

| | 離職率 | 離職者の年代別割合 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50～54 | 55～59 |
| 男性職員 | 2.0% | 50% | — | — | — | — | — | — | 50% |
| 女性職員 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(2)男女別の育児休業取得率

| | 平成 26 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務職員（男性） | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 50% | 0.0% |
| 事務職員（女性） | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 事務職員以外（女性） | — | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

(3) 育児休業取得期間の分布状況（令和７年度）

| 男性職員 | ５日未満 | ５日以上<br>２週間未満 | ２週間以上<br>１月未満 | １月以上<br>半年未満 | 半年以上<br>１年未満 | １年以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務職員 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

| 女性職員 | １年未満 | １年以上１年半未満 | １年半以上２年未満 | ２年以上 |
|---|---|---|---|---|
| 事務職員 | 66.7% | 33.3% | 0.0% | 0.0% |
| 事務職員以外 | 100% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

(4)男性職員の配偶者出産休暇（2 日）及び育児参加のための休暇（5 日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

| | 平成 26 年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計取得率 | 50.0% | 60.0% | 75.0% | 85.8% | 100% | 80.0% |
| 5 日以上取得率 | 0.0% | 40.0% | 0.0% | 28.6% | 60% | 25.0% |

※　育児参加のための休暇（5 日）は、平成 30 年 4 月 1 日より制度導入。

(5)超過勤務の状況（令和７年度）

一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間及び上限（45 時間）を超えて勤務した職員数

| | 一月当たりの平均超過勤務時間 | | 上限を超えて勤務した職員数 | |
|---|---|---|---|---|
| | 係長級以上の職員 | それ以外の職員 | 係長級以上の職員 | それ以外の職員 |
| 事務職員 | 7.4 時間 | 2.9 時間 | 8 人 | 6 人 |
| 事務職員以外 | － | 0.6 時間 | － | 1 人 |

(6)年次有給休暇の取得日数の状況（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）

| | 平均取得日数 | 取得日数が 5 日未満の職員割合 |
|---|---|---|
| 事務職員 | 13.2 日 | 0.0% |
| 事務職員以外 | 11.7 日 | 0.0% |

(7) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

・職業生活と家庭生活を両立するため、「門川町職員子育て応援ハンドブック」を作成し、子育てを支援する制度について全職員に周知を行っている。